

【nanaco カード会員規約（提携先発行カード用）】改定対比表

現行	改定後
※赤字部分が改定および追加箇所になります。	
第3条（nanaco カードの発行）	第3条（nanaco カードの発行）
3. 登録会員は、登録会員が当社に届け出た氏名・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることを承諾するものとします。	3. 登録会員は、登録会員が当社に届け出た氏名・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることをあらかじめ承諾するものとします。
第7条（nanaco 電子マネーサービスの利用）	第7条（nanaco 電子マネーサービスの利用）
1. 会員は、nanaco 加盟店で nanaco 電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途定める一部商品について、nanaco 加盟店により利用を制限する場合があります。	1. 会員は、nanaco 加盟店で nanaco 電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途定める一部の商品等について、nanaco 加盟店により利用を制限する場合があります。
第9条 nanaco 電子マネーの合算	第9条 nanaco 電子マネーの移転
第10条（nanaco 電子マネーサービスの利用ができない場合）	第10条（nanaco 電子マネーサービスの利用ができない場合）
会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、nanaco 電子マネーサービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、ならびに nanaco カード内残高およびセンター預り残高の確認をすることができません。	会員は、次のいずれかの事由が生じた場合においては、当該事由が解消されるまでの間、チャージすること、nanaco 電子マネーサービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、nanaco カード内残高およびセンター預り残高の確認をすることその他の nanaco 電子マネーサービスの全部または一部の利用ができなくなる場合があることにあらかじめ同意します。
（1） nanaco 電子マネーサービスシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。	（1） nanaco 電子マネーサービスのシステムに故障が生じた場合、当該システム保守管理等のために当該システムの全部または一部を休止する場合その他の当該システムの都合上やむを得ない場合。
（2） nanaco カード、利用端末、チャージ端末、これらに付随する機器等の破損または電磁的影響、停電その他の事由による使用不能の場合。	（2） nanaco カード、利用端末、チャージ端末およびこれらに付随する機器その他の nanaco 電子マネーサービスの利用に必要となる物理的媒体が、破損、電磁的影響、停電その他の事由により使用不能となった場合。

	(3) nanaco 電子マネーサービスに適用される法令の改廃、当該法令の所管官庁による当該法令の解釈運用の変更その他の法令環境の変化により nanaco 電子マネーサービスの利用の内容、方法その他の条件を変更する必要が生じた場合
(3) その他 やむを得ない事由のある場合。	(4) 前各号に定めるほか、やむを得ない事由のある場合。
第11条 (退会および会員資格の喪失)	第11条 (退会および会員資格の喪失)
1. 会員は、 nanaco カード内残高およびセンター預り残高がゼロの場合、当社所定の方法により会員であることをやめる (以下「退会」といいます。) ことができます。 この場合、当社所定の期間が経過したときに、会員資格が喪失され、nanaco 電子マネーサービスの利用ができなくなります。	1. 会員は、当社所定の方法により退会をすることができます。この場合、当社所定の期間が経過したときに、本規約に基づく会員たる地位 (以下「会員資格」といいます。) が喪失され、nanaco 電子マネーサービスの利用ができなくなります。なお、当該退会までに会員が nanaco カード内残高およびセンター預り残高を使い切っていない場合、当社は当該 nanaco カード内残高およびセンター預り残高をゼロとすることができ、また、現金の払戻しも行いません。
2. 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員による nanaco 電子マネーの利用を直ちに中止させ、nanaco カード内残高およびセンター預り残高をゼロとすることができます。	2. 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消することができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員による nanaco 電子マネーの利用を直ちに中止させ、nanaco カード内残高およびセンター預り残高をゼロとすることができます。
第15条 (個人情報の収集・利用)	第15条 (個人情報の収集・利用)
登録会員 (本条においては、当社に個人情報を登録しようとする方を含みます。) は、氏名・生年月日・電話番号等、登録会員が当社に届け出た事項および nanaco 電子マネーサービスの利用履歴等の情報 (以下「個人情報」といいます。) を、当社が別途定める「個人情報の取扱いに関する重要事項」に記載した利用目的および共同利用の定めに基づき、必要な保護措置を行ったうえで当社が収集・利用することに同意します。	登録会員 (本条においては、当社に個人情報を登録しようとする方を含みます。) は、氏名・生年月日・電話番号等、登録会員が当社に届け出た事項および nanaco 電子マネーサービスの利用履歴等の情報 (以下「個人情報」といいます。) を、当社が別途定める「個人情報の取扱いに関する重要事項」に記載した利用目的および共同利用の定めに基づき、必要な保護措置を行ったうえで当社が収集・利用することに あらかじめ 同意します。
第18条 (nanaco 電子マネーサービスの終了)	第18条 (nanaco 電子マネーサービスの終了)
1. 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、	1. 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、

nanaco 電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。	nanaco 電子マネーサービスの全部または一部を終了することができるものとします。
(2) 法令の改廃。	(2) nanaco 電子マネーサービスに適用される法令の改廃。
第19条 (制限責任)	第19条 (責任制限)
第20条 (通知の到達)	第20条 (通知の到達)
当社が、登録会員に対して通知を行うにあたっては、 当社は登録会員から届けられた連絡先に宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろう時に到達したものとみなします。	当社が、登録会員に対して通知を行うにあたり、郵便・電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。
<p>【ご相談窓口】</p> <p>nanaco 電子マネーに関するご質問またはご相談は、当社のホームページをご参照いただくか、下記のお問合せセンターまでご連絡ください。</p> <p>0570-071-555 (ナビダイヤル)</p> <p>0422-71-2266</p>	<p>【ご相談窓口】</p> <p>nanaco 電子マネーに関するご質問またはご相談は、当社のホームページをご参照いただくか、下記の窓口までご連絡ください。</p> <p>●nanaco お問合せセンター</p> <p>0570-071-555 (ナビダイヤル)</p> <p>0422-71-2266</p> <p>●当社お客様相談室</p> <p>〒102-8437</p> <p>東京都千代田区二番町4番地5</p>